落穂集

原書 五冊

一
二

内務
第
書部
廿
内閣 和書 類
七九一四 號
五 冊
一七〇函 一 架
73

太政官文庫
和書門
七九一四 類號
九三 函架
五 冊

内閣文庫
番號 和 7914
冊數 5 (1)
函號 170 73

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

稱

国立公文書館
National Archives of Japan

慶穂集題目録

巻之壱

一 御当地御城郭之事
一 御城門八方四面市櫓之事
一 御当地御鎮護勝地之事
一 御城門諸寺之事
一 西丸之事

巻之弐

一 御城門古来家作之事
一 城上寺院等寺之事

内閣文庫
明治九年購求

一神田明神へ参詣
一江戸町方巡行
一小伯之ヶ条へ参詣
一中野沢町へ参詣
一将軍慶出行へ参詣
一石町時の鐘へ参詣
一舞慶城へ参詣
一吹上御門外出石城へ参詣

巻之三

一御高麗先祖中方出伝へ参詣
一天下出一統以後　将軍宣下出給へ参詣

一旅俗見城討死へ参詣
一秋元邸へ収納へ参詣
一皆川左甫へ参詣
一侍衆屋敷へ参詣
一江戸武家方町屋寺巡行へ参詣

巻之四

一御外へ参詣へ参詣
一古野大蔵殿へ伺出仕へ参詣
一御使役へ参詣
一小十人へ参詣へ参詣
一八王子千人へ参詣へ参詣

一 三池傳左衛門腰物之事

巻之五

一 法水院之事

一 公家町方風儀之事

一 飢饉之時之事 一 武士掠奪之事

一 苗字帯刀始之事

巻之六

一 公家大名方御儀之事

一 蔵宮始之事

一 肥後出雲度御之事

一 御廟先 御同見之事

一 東叡山寛永寺之事

一 忍藩須田奔走之事

一 板倉伊賀守之事

一 公家御出世男女衣服之事

巻之七

一 奇事出剃髪之事

一 浅野切腹并浅野殺之事

一 慶長元年以来天下御一統之事

巻之八

一 阿部豊後守屋敷之事

一 松平新右衛門屋敷物語之事

一 松平伊豫守殿家中家来之事
一 新御番衆之事
一 播州赤穂城丸之事
一 西丸右番頭之内松平伊豆守殿入番之事

巻之九

一 為年寄法下新御番之事
一 榊油井四番之事
一 西之丸年寄大小之事

巻之十

一 保科中將殿之事
一 伊奈四郎左衛門殿之事

一 朝鮮人参之事
一 躍四郎之事
一 江戸大絵図之事
一 道灌山之事
一 松平伊豆守殿内藤左京殿屋敷之事
一 山縣三郎兵衛之事
一 御浴屋之事

巻之十一

一 吳服所伝右衛門之事

落穂集巻之一

御商地御城之事

一 或人問云御商地御城之儀ハ何様人の縄張と哉
築申さるべき事なるべ共若年の比云云人々
御伺まして御城ハ[illegible]伝来相別御領念有度事にて申
さ上候ハ[illegible]一方ハ[illegible]
右小事ハ右扇谷殿の郎党小田原中書資[illegible]
なる者の子孫[illegible]長ハ[illegible]なる[illegible]入[illegible]
谷祭文武[illegible]道[illegible]
[illegible]武州江戸の城の城[illegible]
[illegible]小一城成[illegible]

之初八元右祥寺の前を堀ふれ之一帯をみるに絶体
とも被初の景不分有来景義と者小係く参りと清堀よ
り所へ新へ之紙無事所ケ之行を切り也武三郎と堀の形よ
り前の景へ之一丈一芸後左前と者左を堀前一は行と傍小
より内と村くの名とは何の中地ケ所不百姓共中ハ也
千代田村寄田祇言村寄三ケ村ハて小者へけを江戸滝
守て国の名ケ武蔵郡の名小者稲今堀小百丈之角きと
思ふ一ケ村と名中ても名右者強と名前り此地より堀と築
小不相ハて小者と盤昌うと切ひ前一中の者と加堀とれ
立小中前りと者小ふりて国東所入国前之千代田ケ堀
と中略き小迄

御堀八方面橋之事

一同云者小堀より八方面と小橋中みるる何者の出橋の事ハて
景者系者昌景今の富吉の出橋八方正面よりるる也様若年
ら成小乗西房ら成小川所の領義よりおて氏長雑侍ケ
者小八方面の橋橋中地ケ右面左滝ケ何の名の堀ハ
功者小ても無中ケ之ケ之ケ中ハ今之ケ中一八ケ地形
より次中ケ絶絶の橋橋小係と自細と如者ケ
小ハ右ケ小係て法西傾多の堀ケ之ケ之八方面と矢
金中ケ中ケ付者ケ中小ハ絶ケ小者中堀門よりケ之ケ
者物物事ケ之ケ之以御者前と小者小者強ケ之一所
ケ之成久係係房お良ケ者ケ者郎十衛ケ之一紀口人ケ者

まて所ゝたる事まてに久保義を遠山信濃守申なり

御蔵地御船昌勝堀之事

一同云御蔵地之儀ハ日神相無之移地ハ有之ハ世上ハ
始皇の法を遵ふ事なれ共ハ蔵地ハ南北に東南ハ
流れ来る故日神相無之御蔵地ハ
慈小右衛門上ハ宮神相無之御蔵地ハ
上方ハ天下之
大御所ハ上方ハ御蔵地ハ
昌の脇地ハ中ハ
公方将軍たる所ハ天下ハ百民入也中
小ハ
海川の運送自中にして諸国の為あるも潤沢ハ
集り中ハ
権現様天下ハ一統ハ
江戸ハ
移地ハ
御堀門法寺之事

一同云蔵地之儀ハ法寺ハ
東照宮様ハ
移ハ
東ハ
御入国一三時ハ

慶長年中

ハ紀州山小田之
天正年中ハ入
御堀中小法寺之社
天正
十八年八月
御入国之節

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

云禁所ゝなりもの入国の節先の御代下町ゝなりて八幡宮
ゝ平門御ゝ祈願ゝ平門町ゝなりて出来ゝ唯
今の様町ゝ方ゝ永禄甲申初年ゝなりて出来ゝ
大平門町ゝ内ゝ業師堂ゝ出来ゝ其業師引當天
神の社ゝ新ゝ成ゝ業師堂の片側小路ゝ金
ゝ小芝町ゝ出来ゝ様町ゝ引ゝ天神ゝ
社ゝ移ゝ川移ゝ茶小屋迄ゝ氏神ゝ社ゝ
潮ゝ鎮ゝ昌段今御ゝ平門町の天神ゝ余程の天神
ゝ有ゝ上御ゝ出ゝ新ゝ出来ゝ古来ゝ業師堂の
社ゝ小ゝ出ゝ迄同国ゝ右御家ゝ
ゝ新ゝ山ゝ社今御ゝ上御地内ゝ出来ゝ
いつの頃ゝ

いつ様の頃小倉ゝ様ゝ様ゝ出来ゝ
家光様ゝ出加賀ゝ行千代若様ゝ中ゝ
忠長ゝの御意ゝ加賀ゝ国板若ゝ中ゝ迄供ゝ出国板ゝ
御ゝ源四郎ゝ出板若ゝ出ゝ御ゝ様ゝ御
先ゝ出ゝ出ゝ出ゝ源四郎ゝ出ゝ
御ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
永ゝ出ゝ敬ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
ゝ出ゝ食ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
三ゝ出ゝ安ゝ若ゝ様ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ
御ゝ様ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ出ゝ

に付き文政四年より弟子の義分り竹千代様と東方へ
左右の名を書き出もなきものゝ子ゝ毎に出仕御かち
まで出書を取り御先祝特日向方へ人出向まで
みな〻出て毎年も竹千代様へ御小弁を被遣ゝ
付春日の出居殿へ御よ祝ひ年始り或候日向方へ
出御小弁を初め別書の通り例に居て出る日向へ
年始に家老家来御〻出弘めの出て御前へ出る
いまゝ何の出居も言葉ハ必ず殿方へ出る小弁を
し別　竹千代様へ御初ハ年方へ伝達方ハ定て
一番目に出て見へ申ゝ小弁年長の出雅楽殿へ
の中に出居の中上相之殿出城へ出小伝達方へ或殿

より出居の内に殿中へ出ハ清城殿の内へ出小弁年限と
伝達方へ出も不審に出ず行用と出居別
別後にても出ゝ竹千代様より出の殿へ年
中に出ハ伝達方へ出ても出ゝて居と立年附日向方へ
氣色と出智を元竹千代様へ出居と出ず
きまの後に出と出ゝ少殿の後と出ゝ同夜年に出ハ伝
清方へ出年に竹千代様へ出ゝ出ゝ年
に出ゝ出ゝ出城へ出ゝ出ゝ
殿方へ出ゝ移り出ハ入衣殿と出ゝ出ゝ日向
方へ上出ゝ通達伝ひて伝ひ有と出ゝ別に出城住
同殿へ出と相伝ひ出ゝて出伝と八ツ中上中と出ゝ相出

及今晩方城門閉城ハ夫ニ成ル事ニ
夕方ハ向ヒ見ヲ出ス紙ヲ出ス出ス長縄ノ通ル
通ル仕度ヲ仕テ居ル事ニ成ル今日出城ヲ出ル
出ル事ニ成ル万民安堵ノ為ニ出ス者若松出張ス
候ヘ共仕度ヲ仕ル者ハ同様ニ成ル大一同ニ中ニ変ニ出来ス
長延ヒテ御ヲ上ヲ出ス出ス出ス者ハ出ス者ハ向ヒ見
出ス新聞ヘ成ル仕ル事ニ出ス出ス御ヲ出ス春日
出張ヒ人ニ成ル事ニ出ス城中方ニ出ス自分ハ年寄中ヘ
出ス者ニ出ス近キ沢ニ出ス者ハ向ヒ方ノ新ニ付ス中ニ入ル箱根ヘ
出ス実ニ面ヒ方ニ出ス新聞ニ候ヘ共ハ新ニ付ス西ニ仕度ス
御ヲ出ス出ス

仕度ヲ仕ル小田原ノ方ニ成ル者ハ出ス者ハ
其時代世ニ不春日ノ方ニ出ス事ニ出ス
候ヘ共ハ御ヲ下ニ向ヒ成ル後ニ成ル
大御所様ハ出ス事ニ付例ノ通リ小田原ニ出ス
ヒ人ニ出ス中方ニ仕度ヲ仕ル者ハ出ス者ハ
将軍様ハ品川ニ出ス迄ニ成ル成ル者ハ
今ニ成ル者ハ大ニ奥ニ入ル所様ニ出ス事ニ成ル
ヲ出ス様ニ成ル者ハ御ヲ毎ニ出ス事ニ
ヒ人ニ仕ル者ハ出ス者ハ向ヒ方ニ出ス
西ニ成ル御ヲ出ス大国ヘ出ス事ニ成ル出ス者ハ
出ス者ハ仕度ヲ仕ル者ハ出ス者ハ
将軍様ハ仕度ヲ仕ル者ハ出ス者ハ

[illegible]
[illegible]（[illegible]）[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
方小お殘り有り[illegible]
白德院様御代界以後十二月[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
付御神殿[illegible]元和年[illegible]
御[illegible]御神殿と遷座[illegible]
観音寺[illegible]観音院御供[illegible]
[illegible]
下御[illegible]日光山小堂[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
の[illegible]及ひ　樹現様[illegible]
御[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]元の[illegible]四年元和年四月十七日近
[illegible]日[illegible]小[illegible]ひとも[illegible]近[illegible]武
[illegible]石[illegible]名[illegible]
今[illegible]
[illegible]
竹[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
山門の近所東南の方小菊[illegible]
所々備後[illegible]
家人殺折[illegible]
隆[illegible]焼[illegible]
[illegible]
[illegible]

外小家共ハ外松方ニ中て住ス人よりかつ
ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
右[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
蔵生[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ハ

冨家御稱利 後天下出一流 [illegible]
出彩城 [illegible] 曲輪と [illegible]
[illegible] 御朱印地と一揆小 [illegible] 社へ
朱印地 [illegible] 氏神 [illegible] 迷惑 [illegible]
[illegible] 御 [illegible] 社新小 [illegible]
別當 [illegible] 西教院神 [illegible] 日吉大 [illegible] 絶外 [illegible] 高
[illegible] 西の年 [illegible] 大 [illegible] 小彩 [illegible] 後 [illegible] 今の [illegible]
地へ出移 [illegible] 之国四く [illegible] 元年 [illegible] 西丸
出造 [illegible] 朱不申 [illegible] 定て [illegible] 今 西丸下の曲輪
[illegible] 御入国 [illegible] 前西丸下 [illegible]
[illegible] 有 [illegible] 冨家

御入国 [illegible] 久 [illegible] 年 [illegible] 小 [illegible]
[illegible] 小 [illegible] 桂 [illegible]
別 [illegible] 天正十八年 [illegible] 小田原出 [illegible]
[illegible] 十八歳 [illegible] 時 [illegible] 御 [illegible] 小 [illegible] 御入国の [illegible]
[illegible] 大 [illegible] 御 [illegible] 年
[illegible] 小 [illegible]
[illegible] 小 [illegible]
[illegible] 小 [illegible]
[illegible] 御 [illegible]
[illegible] 事 [illegible]

国俗ちがひ小もの家の表又は門ちがひ
東海道の橋なども家ごとに大きさ違ひ
ありしかども外様西国にてはいと大
きなる橋なり
事門にて家ごとに小西京にては今のやう
一の色に橋師の部屋なり者ども寄集
有て橋師の方にて御用の事
ありて入国の年わたりの事
なれど其人中に考へ後大南風の吹候
より件の橋師町へ水来り流橋師共小屋
部材とを流つゝ長崎の方にて
なりしに大雨にて流つゝ吟味
師者より上り申候尺寸にて西東

西橋なども家外様西にて
外様西にて中に西京にて
為反申候西は日本橋中に
にて西東に橋師町に
橋に出る橋師町近
のとなり橋師町の橋も
者居に外様この者家物
初や町と外様
様申候長崎初や町へ引
国公儀入国に申候
ら橋小屋ちと小本

右之掛ふ所の唐山時代掛と申ハ石橋と申樂家ハ一ケ所し
ゑしハ昔し愛宕長崎ハ行末南ゝ合みゝ中小末者
中ハハ出入ゝ列ハ出ハ二九三九ゝ中ハ
金ゝと深さゝ掛ゝ
唐ゝ中仕掛の出石橋ゝ
新ゝ今ゝ大小長ゝ
の掛と掛ゝ
出と考掛食ゝ
参百人御番所ゝ出ゝ
出ゝ迄ハ三九平川ゝ
地掛ゝ新ゝ

掛人お入仕ゝ掛手ゝ
長崎ゝ
ゝ
長ゝ
右ゝ
出ゝ
ゝ
ゝ

所と上使を先何とも格の上を以て用意を仕り
上聞に達しの儀に付き事の用と存じの上意をもって
今時に格式より用意に成り候儀なり
なりの上

落穂集巻之一終

落穂集巻之二

一 同じく江戸入国の節御城内に御殿拝領も
有之由に付き其節御殿拝領も新に仕候ては
遠国に成り候ては如何成り申候 其時
大老酒井雅楽頭殿 大老酒井右京殿
御両人に成り申候 其節御城内に
御殿拝領仕候者二三人外曲輪に御屋敷
拝領仕候 強て御城内に御屋敷
拝領仕候儀は当時御城内に御屋敷
拝領仕候儀は御城内に御屋敷
拝領仕候儀は一人も無之 惣日光
御参詣の時 甲斐と申 拝領仕候

中に殺害の御所の加や賣うる事度々なれ共 古家
まで出会関うて隠よハ無板の幅の廣きと二隠よかつ称
板或ハ中ハ無し之ハ七百のみしの外ハ無之候度共ハ
隠ハ只今或ハ無之ハ他所の所使ハ拵もの計の中
さしてハ世ハ出会寄ハ所と所出書ハ拵ハ二部と所ハ
いまさする事ハ元々と中ハ中ハ出知ハ拵部ハ拵
よハ出隠ハ當ハ出ハ無と二の丸よりハ出ハ拵ハ
出書ハ出ハ出書ハ出ハ同同ハ出ハ拵ハ出ハ拵
中越ハ使命ハ中ハ中ハ命ハ中ハ中ハ事ハ中ハ書ハ出
隠ハ無ハ隠ハ使ハ使ハ使ハ使ハ使ハ使ハ使ハ使
並出ハ命ハ中ハ大ハ小ハ小ハ小ハ知行割ハ成ハ出ハ

御書を拵ハ出ハ命中ハ同ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵
ハ中ハ中ハ山ハ拵ハ使ハ拵ハ命ハ拵ハ拵ハ拵
ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵
使ハ人ハ使ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ
出ハ拵ハ命ハ出ハ拵ハ小ハ小ハ知行割ハ拵ハ
割ハ成ハ知行ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ知
行ハ割ハ命ハ拵ハ拵ハ中ハ一ハ拵ハ拵ハ知
知行ハ拵ハ割ハ成ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵
大ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵
ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ
拵ハ成ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵ハ拵

[illegible]所へ妻子とも引越江戸御[illegible]出府致し候行不申通り[illegible]
[illegible]仕候[illegible]出郡中大牙小牙[illegible]小牙[illegible]
妻子[illegible]引越[illegible]仕[illegible]
の儀ハ如何不存[illegible]の[illegible]小牙[illegible]
[illegible]仕[illegible]
出[illegible]
妻子[illegible]
小[illegible]
[illegible]

[illegible]定宿[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

大坂表[illegible]関白秀吉公御中長政[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　家康の[illegible]

[illegible]

一　同公[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
境内乱妨狼藉之制禁書付而[illegible]
[illegible]　御殿[illegible]
[illegible]
[illegible]

社地ハ[illegible]
毎年九月[illegible]
五町歩の[illegible]
張ノ小[illegible]
西福の門[illegible]
[illegible]社地ハ只[illegible]
[illegible]も大[illegible]
代小[illegible]も水車の[illegible]
[illegible]ハ其節ハ[illegible]外の格[illegible]
中略[illegible]
件の[illegible]

の神[illegible]
[illegible]
[illegible]

年号付之ゟ始ゟ之ものとも申ス小川弁蔵宅ニ而
家蔵ニ之ゟ古い物ゟ古能の真行と始め之後お伝を
おゝ申ス書松ゟ明治ニ成て神田往年ニ而ハ神事能と
初ゟ年番所年番ゟ働と成ル所ハ中分ハ金と成ル
之と社集ゟ書伝方ハ公安後世と伝と成共後ハ書松と御
子孫ハ古能真行と相ハ家関係ハ出ル戦ハ場ゟ働き日光の
ものゟ出ル地ハ所ゟ分ル神田神事能の係と亜真役
能世変方ハ御年ゟ初と成て所ハ小係部盤高ゟ命小
条氏ハ能師道と成て保ハ日光ゟ者と相ハ分ル保
変上方と小藩能ハ陸伝ゟ成て小田原ゟ氏ハの者と
相面伝ゟ事ハ小田原中意ハ保と成ル

天正十八年ニ而小条氏ハ滅亡氏ハ技持人ハ後ハ
始所方ニ成能師と教ゟ者と意ハ出ル地ハ所ゟ変世
伝ゟ内ハ大ハ書伝変所ゟ神事能物ハ小田原
能ハ後ハ右ハ能ニ御相役保ハ変と具役書伝
文ゟ小役ハ道寛ゟ実ゟ時ハ子孫ハ能ハ英年ハ長谷人
の相伝ハ成ル右ハ道ニ道右書松ゟ係ハ保ハ今ハ大神
原の所ゟ所ゟ所ハ道

一同ク云関係　御入国以来御ゟ方の業伝係ハ行里の所ゟ
物ハ　伝ハと成ル及ハ小書ハ日大長谷小書御の事ニ
相伝伝ハ業今の日光伝能ハ在ニ所の時ハ
道ゟ始ハ成ル夫ゟ時ハ時ハ時ハ城横時ハ成ハ朱芸揚古

知る場所ハ山のてら積ハ上ゝ諸国ハ米ハ集り商人ハ
新堂ハ大町ハ割ハ府場ハ堂に大ク揚ハ
地形と筋之商家ハ
戎屋敷ハ
町商家の若し多くハ
商補ハ仕置ハ
かゝの暖簾ハ
但ハの方ハ地形し
ハ
地形と仕置
町商家ハ
商補ハ仕置ハ
ハ
ハ

中後の後寺堂又新しの所を作り堺町を建て堺
わつあ程言葉と福の品を繁知の節をもたらし奉仕金銭の
年寄を程狂言師を命じ作り其夫子孫家勘の命にて
いたるを孫今御代後家に於ひて苦長成作り起いなし
後を杉山の子先何も家繁成をもて家繁成
町をもりを命何方へ振舞に出ぬれを於ひて
活人小姓のうしてを酒のおを盛付利成加賀
にあるを杉山成おを家常をもの活人小姓を作者乃
時ふの繁の山安をもて以所成作方行業をの成
にて御家成知を示を山をもあの者を堺町小を新
成の成にを入を成の口入あり者を成先にを成の

後家杉山成夢酒を作を月日を堺町へ名を銭
帯を人寄今夜中に杉山を子作成を新帯を制り
帯を作を御 六月朱雀院新成をもて出発の事を
帯を杉山を子の中へ者を人の新帯を立を
新にの中成出を中出を八を三を西を杉成
を命一中を杉を日後神危御を成を御
に杉を成を成御中を御 御堺
一同云 桂殿稚門成小信を御を後人を出雅
後を夢を帯を成を世を成を杉を
を夢乃成を曰を小信を御を世を成を
を作を一を繁の成乃を成 桂殿孫を御

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中に付信濃の信州小信州[illegible]親[illegible]の[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]の中[illegible]
[illegible]
[illegible]

人捕[illegible]

[illegible]

[illegible]

屋敷に存るものハ者共ハ手下と称し仏の御名を称申ス
ハ長吉ハ御世ハ御僧長吉人ハ也ハ古ハ
宮の御し おとこ者共ハ可の御ハ 今御ハ宮所と文字を書
あ〳〵ハ 御所の御しるの所ハ 古帝ハ 坂中也
一同ハ 御入国ハ 御出迎ハ 於て 拝受ハ 文袋
面と成ハ 也おもてハ 解ハ 知ハ 学ハ 皆曰
と成と 那ハ 美濃の 拝領ハ 御ハ 拝領の 品ハ
ハ前ハ 御ハ 拝受ハ 諸国の 根元 御ハ 御出迎ハ
御ハ 拝受ハ 四国の 少納言 ハ 御ハ 御出迎の 御ハ 小家 命の 伝ハ
東ハ 御入国ハ 御ハ 御出迎の 御ハ 小家 命の 伝ハ
の伝の 者ハ 国ハ 那ハ 拝領ハ 信濃 習安の 左列 ハ 御ハ

て 病と 打ち ハ ハ 拝ハ 殺ハ 長吉 及 外
ハ 西ハ 伝ハ 者ハ ハ 拝ハ き ハ 拝ハ 家ハ 帝ハ 職
命 も 学ハ 不ハ 長吉人 と 家 命 ハ 伝ハ 一 拝受 と
伝ハ 長の 伝と 拝ハ ハ 宮 命 ハ 長捕 拝ハ 行ハ
ハ 拝ハ 伝ハ 長ハ 地 と 帝 陽 長 ハ 於て 自 高 伝
打ハ 長の 長捕 人ハ 長ハ 長 所ハ ハ 御ハ 小 と 御ハ
ハ 御ハ 長ハ 御ハ 拝受 ハ 伝ハ 拝受 ハ 伝 中 と
ハ 拝ハ 人ハ 長ハ 御ハ 拝ハ ハ 伝ハ 拝ハ 人と 伝 拝ハ 長 外
長 員と 御ハ 長ハ 長 と 有ハ ハ 伝人の 見 御ハ
寸 長の ハ 人ハ 長の 拝受 打 命ハ ハ 何 日 長ハ 何 方 ハ 於て
ハ 長ハ 長と 札 ハ 事 伝 芸 所 寺 に 所ハ 次 何 方 と

人家の多く住居せし人々十人一家にて百姓の人八十人ばかりにて百姓ばかりの
貧と成り所ばかりにて百姓二三人のみ小物成のみ
おのおのの大小物成出ばかりにて百姓の家居文
ゆゑに村中小名の名主の名主の名主の名主の名主
業に小役人を勤めて組頭を兼ねて
御用屋敷の所にまかりて命じ
ばかりにて文小物成の所人多く同心共と成り
百姓(行年四十年)
と成り百姓人多く村方
村方の者と元来野原の
村方の者と元来野原の

件の村方にて新田を野原に
新田を村の名主百姓
百姓(連歌の独吟を役と勤め
村長百姓
流浪人と成り
とかき立場家を持ちしのと役事に役金事と世話して
世と遣りかれ立ち小作して
作とし小作人 百姓仲間と
に出遣 遣 遣

浮世及学問に対して絶えて解釈する
者無之候の事小将軍の発心
被仰付候所に成り候と申して
有之候事と存候間敷と
一同曰　御入国の御七日前に
中ちゝ様小生に申聞候
事なれ共大の法様を御
しゝ造りの方向に
参之御様中の法と学問
於て　満新と云法様
事なれども
小将軍の発心
一同曰　御入国の御七日前に
長崎補の方にて
所小者参の
有之候事
御入国
参の方
一同曰　御入国の御七日前に
長崎補の方にて
所小者参の
有之候事
御入国
参の方

[illegible]

一
参の町　四月ハ[illegible]
神田明神　天王の神[illegible]
[illegible]

一
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大門前振中ノ四ツ時ニ成ル共今ト振ル度毎ノ番
得ル所ノ賦多ク之ヲ出ス長ク振ル事ハ
上意ニ成ル 拍子高ク変ル事ヲ
常ニ聞ク所ノ拍子振ル
場得ル事ハ大小拍子振ル
ヲ聞ク事ハ拍子ノ
ヲ聞ク事ハ拍子ノ
中ノ四ツ時ニ成ル 還御ノ
中間ニ振ル
成ル 入ル振ル拍子ノ
人ハ紙入ル 還御ノ
上意ニ成ル事ト云ヒ上ノ

いとき出御遊ニ成ル上意
三四ツの日踏歌ハ出御ノ
西北ノ四ツ時ニ成ル 御前
出御ノ 御前振ル
振ル事ハ入ル中方ヲ
大ク出御遊ニ成ル
過ル 御
過ル 上意ニ成ル
ル事ハ何ニ成ル
ル事ハ入ル何ト
出ル事ハ上ノ
ヲ聞ク事ハ入ル
ヲ聞ク事ハ西北

対馬ハ元事也ニ有ル　上ニ之ヲ対馬ニ備テ防ル
公方様ハ元今程元ニ所ノ還所ニ成ル西地ハ為入ル
ハ元自元ニ小　還所ニ成ル所ハ遠ク所ニ於テハ彼
いか程小ノ所ニも彼ハ小ニ成ル西地ハ為入
ル下ニ小ニ於テハ御ニ仕合ノ事ニ上ニ成ル事
ニ自元ニ成ル所ハ元ニ成ル西地ハ為入
子細ハ上ニ対馬ニ仕候ヲ反ニ成ル迷惑ニ成
元来ハ西ニ成ル　北軍様ノ内ニ知ル成ル
ニ小ニ対馬ニ成ル西地ハ元ニ成ル中上ニ対
御ニ上ニ成ル御ニ成ル自元ニ成ル
右書付ニ成ル自元　還所ニ成ル小ニ成ル私儀何ニ

ハ元ニ成ル事ニ対馬ニ備ル所ハ元ニ成ル
ハ元ニ成ル西地ハ為入ル所ハ元ニ成ル中上ニ成ル
大御ノ元ニ成ル小ニ成ル御ニ成ル所ハ元ニ成ル
ニ成ル所ハ元ニ成ル所ハ元ニ成ル
テハ有ル事ニ成ル所ハ元ニ成ル
成ル事ハ対馬ノ限ニ成ル西地ハ元ニ成ル
将軍ノ御ハ元ニ成ル事ニ成ル御ハ元ニ成ル
元ニ成ル東ハ元ニ成ル押ノ仕合ノ事ニ成ル
方ニ成ル方ハ元ニ成ル方ハ元ニ成ル
事ニ成ル方ハ元ニ成ル迷惑ニ成ル中ニ成ル
上ニ成ル西地ハ為入ル成ル日ノ内ニ成ル

[illegible]

上意なるとて[illegible]

[illegible]

[illegible]

内閣圖書
宮内省圖書寮
宮内庁書陵部

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan

3

国立公文書館
National Archives of Japan